

## 環境影響評価審査書

## 40 神奈川県産業技術総合研究所建設事業

## I 総括事項

神奈川県産業技術総合研究所（仮称）建設事業（以下「本件事業」という。）は、神奈川県（本件事業を実施する主体としての神奈川県をいうときには、以下「事業者」という。）が、海老名市下今泉字田中705番1ほかの31,322.84平方メートルの土地（以下「実施区域」という。）を敷地として、メカトロニクス、エレクトロニクス、新素材などに係る先端技術についての研究、開発などを行うための研究所を建設しようとするものである。

実施区域は、相模川の東約1キロメートルに位置し、主要地方道町田厚木線及びJR相模線に挟まれた区域の一部に所在し、北側で国道246号に面している。実施区域及びその周辺の土地利用状況についてみると、実施区域は市街化調整区域に指定されており、大部分は水田として利用されていたが、事業者を取得された後は耕作の対象とはなっていない。また、周辺については、実施区域の南側の地域は工業地域に指定され、大規模な工場が立地しているが、そのほかの地域は、実施区域と同様、市街化調整区域に指定され、実施区域の東側に市立今泉小学校があるほかは、主として水田として利用されている。さらに広く目を転ずると、実施区域の西約100メートルに位置する主要地方道町田厚木線の西側の地域及び実施区域の東約200メートルに位置するJR相模線の東側の地域はともに住居系の用途指定がなされており、多数の住宅等が存在している。

神奈川県が昭和58年に策定した「かながわ環境プラン」においては、実施区域の位置する県央地区の相模川左岸低地地域における環境づくりの重点として、「相模川の水辺環境を総合的な観点から保全するため、現存する水田等の農地の維持を図ることが必要」であることを掲げている。しかしながら、実施区域及びその周辺は、海老名駅に近く、国道246号が区内を通過しているなどの交通状況にあることや、既に大規模な工場の立地がみられることなどから、今後、都市的な土地利用が進行する可能性が高い地域と考えられる。また、この地域は、前述のような土地利用にあることやまとまった緑が乏しい状況にあることなどから、ややうるおいに欠ける地域ともいえる。このようなことから、この地域は、開発を実施するに当たって、良好な環境を創出するという視点が強く要請される地域であるといえることができる。

現社、神奈川県には700を超える研究機関が立地しており、その数は全国のトップクラスといえることができる。また、神奈川県が推進する「頭脳センター構想」もあって、県内の環境アセスメント制度が発足してから今日までの10年間に、多数の研究所の建設事業を対象事業として取り扱ってきたが、今後も、多くの研究所の建設事業を対象事業として取り扱うことになるものと考えられる。

このような中であって、本研究所は、神奈川県が、「県試験研究機関が県民生活の向上や県内産業の健全な発展を目指し、地域に密着した科学技術の拠点としての役割を担っていくことを目的として策定した「神奈川県試験研究機関再編整備計画」に基づいて、既存の工業試験所、繊維工業指導所、工芸指導所及び家具指導センターの四つの工業系試験研究機関を統合し、県内の技術政策の中核機関として、先端技術の研究開発を行うほか、中小企業への技術支援や県内企業などへの高度技術情報の提供などを行うための研究施設として、建設するものである。したがって、事業者は、技術面のみではなく、本研究所の建設時や完成後の環境保全対策の面においても、民間企業の設置する研究施設に対する指導的な役割を一層充実させるべきと考える。

ちなみに、科学技術政策を総合的・体系的に展開するために神奈川県が平成2年に策定した「神奈川県科学技術政策大綱」においては、「人類の持続可能な発展を支える適正な科学技術の在り方」が現在問われているとの認識のもと、「科学技術の発展は、人間の生命の尊重、生活の向上を目指すものでありながら、他方で発展自体が公害の発生や環境の負荷の増大を招く可能性を絶えず持っている。従って、科学技術が真に人間の生命の尊重と生活の質を向上させるものとなるよう、そのマイナス面には厳しく対応しなければならない」との基本的な考え方に立って、県試験研究機関の再編整備などの具体的な施策を展開していくとしている。

このようなことから、事業者が本件事業を実施するに当たっては、次の諸点に配慮する必要がある。

まず第一には、環境にやさしい施設づくりである。実施区域に隣接して市立今泉小学校が存在し、多数の児童が勉学する場となっているので、これら児童に対する最大限の配慮が必要である。具体的には、建設時における騒音対策

や交通安全対策あるいは完成後に使用が予定される多種類の特殊材料ガスの安全対策などについて、一層配慮することが必要である。

また、実施区域及び周辺には、水田が多く見られるものの、それ以外には特にまとまった緑地は存在しない。本事業における土地利用計画では、約46パーセントの緑地率となっているが、このような地域の現状を踏まえ、緑地の一層の充実、拡大を図り、良好な環境の創出に努める必要がある。

第二には、環境にやさしい施設運営である。本研究所では、産業廃棄物、排ガスあるいは排水などに含まれる有害物質の無害化のための研究、水のリサイクル利用に関する研究あるいはクリーンエネルギー技術に関する研究などを実施しているが、このような発想を本研究所の現実の運営においても実践し、あるいは各種の研究活動から発生する廃棄物の減量、再利用を推進するなど、環境にやさしい研究所運営に努める必要がある。第三には、情報の公開である。本研究所においては、バイオテクノロジーや多種類の特殊材料ガスを使用するエレクトロニクスなどの先端技術についての研究が予定されている。しかしながら、近年、これらの先端技術に係る研究施設の立地や操業については、その研究内容や安全対策などに関して、周辺の住民が関心を寄せ、あるいは不安を抱くなどのケースがみられる。特に、このような場合に、住民が抱く不安は、往々にして、情報不足に起因することが多い。このようなことから、本研究所における研究内容や安全対策などについての情報を可能な限り住民に公開していく努力が必要である。また、本研究所においては、環境汚染防止技術などに係る研究、開発も行われるのであるから、本研究所が科学技術に関する県民の学習の場としての役割をも担う施設となるよう配慮する必要がある。このような姿勢は、本研究所の基本コンセプトの一つである「県民に対し開かれた研究所」を実現することにもつながるものである。したがって、事業者は、今後予測評価書を作成するに当たっては、可能な限り情報を公開し、また完成後においても、研究内容などの情報公開に意を用いることが重要である。

最後に、今後事業者は、事業内容を確定し、実施区域内に研究所を建設し、それを供用することとなるが、将来、社会情勢の変動、科学技術の発達、事業者の運営方針の変更などにより実施区域における土地利用や事業内容を変更する必要が生ずることも十分考えられる。事業者は、そのような折には、土地利用や事業内容の変更により生ずる環境影響を事前に予測、評価し、極力、環境影響の少ない方法を採用するように努める必要がある。

以上、総括的な視点からの審査結果について述べてきたが、各評価項目についての個別的な審査結果は次のとおりである。事業者は、予測評価書を作成するに当たっては、これらの内容を十分踏まえ、適切に対処する必要がある。

## II 個別事項

### 1 騒音－建設作業騒音

予測評価書案によれば、建設作業騒音の影響を軽減するため、敷地周囲に高さ3メートルの仮囲いを設置することで、騒音規制法に規定する規制基準値85ホンを満足しているとしている。しかしながら、隣接する市立今泉小学校側の敷地境界においては騒音レベルの予測値が80ホンを超えていることから、小学校の授業等教育環境に与える影響を明らかにし、その結果によっては騒音を軽減するための効果的な工法及び低騒音型機械の選定等の防音対策を検討すること。また、工事工程を決めるに当たっては、極力、学校行事に配慮すること。

### 2 廃棄物－産業廃棄物

予測評価書案によれば、バイオテクノロジーに係る研究に伴う廃棄物としては、培地、器具等が発生しているとしている。しかしながら、産業廃棄物に係る予測評価においては、これらの廃棄物の種類、量及び処分方法についての記載がないことから、これらについて明らかにするとともに、収集、運搬及び処分の各段階における環境保全対策について十分配慮すること。

### 3 植物

実施区域は、総括事項で述べたとおり、南側に位置する工場及び北側に位置する国道246号に挟まれた区域内に存し、その周辺には水田は多く見られるものの、特にまとまった緑は存在しないため、ややうるおいに欠けた状況にある。また、このような状況の中であって、実施区域に隣接して市立今泉小学校が所在し、1000名近い学童が通学している。したがって、本事業の実施に当たっては、このような現状を踏まえ、緑豊かな緑地計画となるよう、緑地の一層の拡大について検討すること。また、緑化に当たっては実施区域の地下水位が地下1.5から2メートル位の高い位置にあることを考慮し、マウンドアップなどの手法の採用を検討すること。

## 4 景観

予測評価書案によれば、国道246号とJR相模線の交差部からの景観については、市立今泉小学校の校庭の緑を除くと、農地等の緑と遠方に見える相模川沿いの緑だけである。このような緑少ない地域景観の中に、新たな人工構造物である研究所が建設されることになるため、緑豊かな地域景観の創造が望まれ、特に実施区域北東部においては高、中木等を中心とした厚みのある緑地帯を確保することやマウンドアップを行うことなどにより、変化のある植栽計画とするよう検討すること。

## 5 安全－交通安全

予測評価書案によれば、工事用車両の運行には、国道246号からの仮設進入路と主要地方道町田厚木線から実施区域南側の市道を経て実施区域に至るルートを使用するとし、通勤通学時間帯の工事用車両の周辺道路における運行については、十分な交通安全対策を実施するとしているが、その具体的対策が示されていない。特に、実施区域南側の市道は歩道が整備されているものの市立今泉小学校の通学路に指定されており、登下校時間帯には多くの児童が通行する。このため、通学時間帯における工事用車両の運行対策について具体的に明らかにするとともに、児童等の交通安全が十分確保されるような対策について検討すること。

また、予測評価書案によれば、研究所職員の主な通勤手段は、電車を利用し、最寄り駅である海老名駅からはバス利用または徒歩となるとし、職員用の駐車場の設置は計画していない。しかしながら、職員の自家用車通勤により、外来者等のために設置した駐車場に不足が生じ、周辺に路上駐車が生じることも懸念される。そこで、駐車場の管理方法も含め、職員の通勤対策について具体的に明らかにすること。

## 6 その他

### （1）地震対策及び地下水対策について

予測評価書案によれば、実施区域は相模川から約1キロメートル東の平地にあり、地盤はシルトの軟弱地盤で、地下水位も地下1.5から2メートル位の高い位置にある。したがって、地震発生に伴う特殊材料ガスの漏洩や危険物に係る火災などを防止する観点から、地震時の建物及び内部の設備の地震対策を明らかにすること。また、前述のような地盤の状況や実施区域を含む海老名市全域は県公害防止条例により地下水採取の規制地域に指定されていることから、基礎工事の施工方法によっては、周辺地域における地盤沈下が懸念されるので、このことに十分考慮して施工すること。

### （2）特殊材料ガスの安全対策について

#### ア 使用方法について

予測評価書案によれば、電子デバイスの研究開発において毒性や可燃性等を有する多種類の特殊材料ガスを使用するとしている。しかし、その使用量については単に年間使用量を記載し、保管量については少量「（年間使用量以下）」としか記載していない。特殊材料ガスの除害方法の選定や除害設備の処理能力などを検討するうえからも、使用する特殊材料ガスのボンベの容量、充填濃度等を明らかにし、それらを踏まえて、年間使用量及び保管量を明確にすること。また、プラズマCVD装置（プラズマを使った化学的気相成長装置）等で使用する希釈された特殊材料ガスの濃度についても同様の見地から併せて明らかにすること。

#### イ 除害方法について

予測評価書案によれば、プラズマCVD装置等からの特殊材料ガスを含む排ガスについては、除害装置及びスクラバー（水洗浄）で処理することとしているが、処理対象とする特殊材料ガスの種類によっては除害方法が異なることから、使用する特殊材料ガス毎に除害剤の種類及び除害装置の処理能力を明らかにすること。また、シリンダーキャビネットやプラズマCVD装置内での特殊材料ガスの漏洩を考慮した緊急除害対策についても併せて明らかにすること。

さらに、この分野の技術の進歩は著しいものがあるため、近い将来において使用する特殊材料ガスの種類の増加が想定されることから、現時点で将来使用が想定される特殊材料ガスの種類及びその除害方法についても明らかにすること。

### （3）バイオテクノロジーに係る研究内容等について

予測評価書案によれば、バイオテクノロジーに関し、酵素、微生物、菌類を対象としたバイオリクター及びバイ

オセンサーについての研究開発を行うとしている。しかしながら、人及び動物に危険性のある微生物及び病原菌の使用並びに遺伝子組換え計画の有無等については明らかでない。また、これらの研究開発に伴う安全対策についても具体的に記載されていない。このようなことから、研究内容をさらに具体的に記載し、また、実験室の構造、管理体制等の安全対策についても明らかにすること。

#### （４）危険物の防災対策について

予測評価書案によれば、危険物倉庫を実施区域の北東側に設置する計画になっている。しかし、市立今泉小学校が東側道路を隔てて隣接していることから、危険物の流出、火災等の事故が発生した場合の小学校への影響も考慮した防災対策について検討すること。

#### （５）水辺の創造について

予測評価書案によれば、土地利用計画上、水辺は計画されていない。しかしながら、実施区域は国道246号及び工業地域に挟まれた区域に存し、隣接して市立今泉小学校が存在することなどを考慮したとき、実施区域内に人や動植物に配慮した水辺を創造することは、アメニティの観点から必要と考えられるので、水辺を創造する方策について、具体的に検討すること。